

(参考) 令和元年度 工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン 正誤表

| NO | 修正内容 | 修正前 190801版 | | 修正後 190901版 | |
|----|-----------------|----------------------------------|--|----------------------------------|--|
| | | 頁 | | 頁 | |
| 1 | 誤記修正 | 4 | (表中)段階選抜 応札者が10社を超える見込みの工事に適用(「 <u>一般土木工事(A)・建築工事(A)</u> 」) | 4 | (表中)段階選抜 応札者が10社を超える見込みの工事に適用(「 <u>一般土木工事・建築工事</u> 」) |
| 2 | 評価対象の修正 | 13 | (表中)新技術の活用実績及び優良工事技術者表彰:評価項目 配置予定技術者の同種・類似工事において「 <u>新技術情報提供システム(NETIS)</u> 」等に掲載された技術の活用件数及び、平成28年度～令和元年度表彰を評価 | 13 | (表中)新技術の活用実績及び優良工事技術者表彰:評価項目 配置予定技術者の同種・類似工事において「 <u>新技術情報提供システム(NETIS)</u> 」に掲載された技術の活用件数及び、平成28年度～令和元年度表彰 を評価 |
| 3 | 評価対象の修正 | 14 | (表中)新技術活用実績 配置予定技術者の同種・類似工事において「 <u>新技術情報提供システム(NETIS)</u> 」等に掲載された技術の活用件数を評価 | 14 | (表中)新技術活用実績 配置予定技術者の同種・類似工事において「 <u>新技術情報提供システム(NETIS)</u> 」に掲載された技術の活用件数を評価 |
| 4 | 注記の追記 | 15 17 19 23 25 | (表中)配置予定技術者の工事成績:評価項目 ・評価期間は、上記と同じ。 | 15 17 19 23 25 | (表中)配置予定技術者の工事成績:評価項目 ・評価期間は、上記と同じ。 <u>※5</u> <u>(P. 19は、※5が※3)</u> <u>(P. 23、25は、※5が※4)</u> |
| 5 | 評価対象の修正および注記の追記 | 15 17 19 21 23 25 | (表中)新技術の活用実績:評価項目 ・新技術活用実績は、申請する配置予定技術者の同種・類似工事において「 <u>新技術情報提供システム(NETIS)</u> 」等の活用件数について評価 | 15 17 19 21 23 25 | (表中)新技術の活用実績:評価項目 ・新技術活用実績は、申請する配置予定技術者の同種・類似工事において「 <u>新技術情報提供システム(NETIS)</u> 」の活用件数について評価 <u>※5</u> <u>(P. 19は、※5が※3)</u> <u>(P. 21は、※5が※1)</u> <u>(P. 23、25は、※5が※4)</u> |

| NO | 修正内容 | 修正前 190801版 | | 修正後 190901版 | |
|----|----------------------------|----------------------------|---|----------------------------|--|
| | | 頁 | | 頁 | |
| 6 | 「政府調達機関等」の定義を別項で記載したため記載変更 | 15 17 19 23 25 | (表中)維持修繕工事の施工実績:評価項目 ・地方整備局または北海道開発局沖縄総合事務局発注(港湾空港関係を除く)及び都道府県・政令市(対象機関)における平成27年度から平成30年度に完成した維持修繕工事の実績がある場合に評価 | 15 17 19 23 25 | (表中)維持修繕工事の施工実績:評価項目 ・中部地方整備局または政府調達機関等※4(市町村を除く)の発注工事で平成27年度から平成30年度に完成した維持修繕工事※1の実績がある場合に評価 (P. 19は、※4が※2) (P. 23、25は、※4が※3) |
| 7 | 誤記修正 | 15 17 | (表中 I・II型)維持修繕工事の施工実績:配点項目 「一般土木工事」もしくは「維持修繕工事」の <u>工種種別</u> で発注される工事 | 15 17 | (表中 I・II型)維持修繕工事の施工実績:配点項目 「一般土木工事」もしくは「維持修繕工事」の <u>工事種別</u> で発注される工事 |
| 8 | 誤記修正 | 15 17 | (表中 I・II型)維持修繕工事の施工実績:配点項目 「一般土木工事」もしくは「維持修繕工事」以外の <u>工種種別</u> で発注される工事 | 15 17 | (表中 I・II型)維持修繕工事の施工実績:配点項目 「一般土木工事」もしくは「維持修繕工事」以外の <u>工事種別</u> で発注される工事 |
| 9 | 「政府調達機関等」の定義を別項で記載したため記載変更 | 15 17 23 | (表中 I・II型)維持修繕工事の施工実績:配点(上段 2点) (表中 チャレンジ型)維持修繕工事の施工実績:配点(2点) 中部地方整備局発注の維持修繕工事※1(経常維持工事を除く)もしくは中部地方整備局以外の対象機関発注の経常維持工事※2の実績あり | 15 17 23 | (表中 I・II型)維持修繕工事の施工実績:配点(上段 2点) (表中 チャレンジ型)維持修繕工事の施工実績:配点(2点) 中部地方整備局発注の維持修繕工事※1(経常維持工事※2を除く)もしくは政府調達機関等※4(市町村を除く)発注の経常維持工事※2の実績有り (P. 23は、※4が※3) |
| 10 | 「政府調達機関等」の定義を別項で記載したため記載変更 | 15 17 23 | (表中 I・II型)維持修繕工事の施工実績:配点(上段 1点) (表中 チャレンジ型)維持修繕工事の施工実績:配点(1点) 中部地方整備局以外の対象機関発注の維持修繕工事※1(経常維持工事を除く)の実績有り | 15 17 23 | (表中 I・II型)維持修繕工事の施工実績:配点(上段 1点) (表中 チャレンジ型)維持修繕工事の施工実績:配点(1点) 政府調達機関等※4(市町村を除く)発注の維持修繕工事※1(経常維持工事※2を除く)の実績有り (P. 23は、※4が※3) |

| NO | 修正内容 | 修正前 190801版 | | 修正後 190901版 | |
|----|----------------------------|----------------------|---|----------------------|--|
| | | 頁 | | 頁 | |
| 11 | 「政府調達機関等」の定義を別項で記載したため記載変更 | 15 17 19 25 | (表中 I・II型)維持修繕工事の施工実績:配点(下段 1点) (表中 塗装・S型)維持修繕工事の施工実績:配点(1点) 中部地方整備局以外の対象機関発注の維持修繕工事※1の実績有り | 15 17 19 25 | (表中 I・II型)維持修繕工事の施工実績:配点(下段 1点) (表中 塗装・S型)維持修繕工事の施工実績:配点(1点) 政府調達機関等※4(市町村を除く)発注の維持修繕工事※1の実績有り (P. 19は、※4が※2) (P. 25は、※4が※3) |
| 12 | 「政府調達機関等」の定義を別項で記載したため記載変更 | 15 17 19 25 | (表中)週休2日取組企業:評価項目 ・中部地方整備局が発行した完全週休2日の履行実施取組証の所持者、もしくは、政府調達機関等※4で完成した工事において4週6休以上を達成した実績がある場合に評価。 ・なお、工事実績は、企業の同種、類似工事の施工実績と同じである必要はない。 (P. 19は、※4が※2) (P. 25は、※4が※3) | 15 17 19 25 | (表中)週休2日取組企業:評価項目 ・中部地方整備局が発行した完全週休2日の履行実施取組証の所持者もしくは、中部地方整備局(完全週休2日の履行実施取組証発行の対象工事を除く)または政府調達機関等※4の週休2日取組対象工事において4週6休以上を達成した完成工事を評価。 なお、工事実績は、企業の同種、類似工事の施工実績と同じである必要はない。 (P. 19は、※4が※2) (P. 25は、※4が※3) |
| 13 | 誤記修正 | 15 17 | (表外) 維持修繕工事(一般土木工事、維持修繕工事が工事種別の場合)とは、 <u>工事種別が「維持修繕工事」で発注した河川、海岸、砂防、ダム及び道路の維持修繕工事とする。ただし、それ以外の工事種別の場合は、既設構造物及び施設等の補修及び改修工事を維持修繕工事とする。</u> | 15 17 | (表外) 【 <u>「一般土木工事」もしくは「維持修繕工事」の工事種別で発注される工事</u> 】の場合、維持修繕工事とは、 <u>工事種別が「維持修繕工事」で発注した河川、海岸、砂防、ダムまたは道路の維持修繕工事とする。</u> 【 <u>「一般土木工事」もしくは「維持修繕工事」以外の工事種別で発注される工事</u> 】の場合、維持修繕工事とは、 <u>河川、海岸、砂防、ダムまたは道路の既設構造物、施設等の補修もしくは改修工事とする。</u> |

| NO | 修正内容 | 修正前 190801版 | | 修正後 190901版 | |
|----|----------------------------|----------------------------------|---|----------------------------------|--|
| | | 頁 | | 頁 | |
| 14 | 「政府調達機関等」の定義の明確化による修正 | 15 17 19 23 25 | (表外) ・他地方整備局 ・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表1に記載された国の機関及び附属書Ⅰ 付表3に記載された政府関係機関 ・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表2に記載された都道府県・政令指定都市 ・上記以外の市町村 | 15 17 19 23 25 | (表外) 中部地方整備局を除く地方整備局または北海道開発局、沖縄総合事務局(港湾空港関係を除く)、「政府調達に関する協定(平成29年12月15日外務省告示第411号)」附属書Ⅰ付表1から3において特定された機関(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す特殊法人等に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団、文部科学省所管の大学共同利用機関法人、地方道路公社法に基づき道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」、都道府県・政令指定都市における特別地方公共団体を含む)及びそれ以外の市町村 |
| 15 | 注記の追記 | 15 17 19 21 23 25 | - | 15 17 19 21 23 25 | (表外) 国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する工事以外も対象。 |
| 16 | 「政府調達機関等」の定義を別項で記載したため記載変更 | 16 18 22 24 26 | (表中)災害活動実績:評価項目 平成26年4月1日以降に、「中部地方整備局管内において、 <u>国の機関、政府関係機関、自治体等</u> の要請を受けて・・・ | 16 18 22 24 26 | (表中)災害活動実績:評価項目 平成26年4月1日以降に、「中部地方整備局管内において、 <u>中部地方整備局または政府調達機関等※1</u> の要請を受けて・・・ |
| 17 | 「政府調達機関等」の定義を別項で記載したため記載変更 | 16 | (表中)災害協定締結の有無:評価項目 ・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の事務所」、又は「工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域において <u>国の機関、政府関係機関、自治体等</u> 」が災害協定を締結しており災害応急活動等に従事する者である場合に評価 | 16 | (表中)災害協定締結の有無:評価項目 ・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の事務所」、又は「工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域において <u>政府関係機関等※1</u> 」が災害協定を締結しており災害応急活動等に従事する者である場合に評価 |

| NO | 修正内容 | 修正前 190801版 | | 修正後 190901版 | |
|----|----------------------------|----------------------------|---|----------------------------|--|
| | | 頁 | | 頁 | |
| 18 | 「政府調達機関等」の定義を別項で記載したため記載変更 | 16 | (表中)災害協定締結の有無:配点(0.5点) 工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域内で左記以外の機関※1との協定締結有り | 16 | (表中)災害協定締結の有無:配点(0.5点) 工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域内で政府調達機関等※1との協定締結有り |
| 19 | 「政府調達機関等」の定義の明確化による修正 | 16 18 22 24 26 | (表外) ・他地方整備局 ・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表1に記載された国の機関及び附属書Ⅰ 付表3に記載された政府関係機関 ・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表2に記載された都道府県・政令指定都市 ・上記以外の市町村 | 16 18 22 24 26 | (表外) 中部地方整備局を除く地方整備局または北海道開発局、沖縄総合事務局(港湾空港関係を除く)、「政府調達に関する協定(平成29年12月15日外務省告示第411号)」附属書Ⅰ付表1から3において特定された機関(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す特殊法人等に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団、文部科学省所管の大学共同利用機関法人、地方道路公社法に基づき道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」、都道府県・政令指定都市における特別地方公共団体を含む)及びそれ以外の市町村 |
| 20 | 誤記修正 | 19 | (表外) 維持修繕工事とは、工種種別を「維持修繕工事」で発注した河川、海岸、砂防、ダム及び道路の維持修繕工事、もしくは、既設構造物及び施設等の補修及び改修工事を指す。 | 19 | (表外) 維持修繕工事とは、河川、海岸、砂防、ダムまたは道路の既設構造物、施設等の補修(塗替・区画線更新を含む)もしくは改修工事とする。 |
| 21 | 誤記修正 | 22 24 | (表中)災害協定締結の有無:評価項目 ・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の事務所」が災害協定を締結しており災害応急活動等に従事する者である場合に評価 | 22 24 | (表中)災害協定締結の有無:評価項目 ・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の事務所」、又は「工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域において政府関係機関等※1」が災害協定を締結しており災害応急活動等に従事する者である場合に評価 |
| 22 | 「政府調達機関等」の定義を別項で記載したため記載変更 | 22 24 | (表中)災害協定締結の有無:配点(0.5点) 工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域内で左記以外の機関※1との協定締結有り | 22 24 | (表中)災害協定締結の有無:配点(0.5点) 工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域内で政府調達機関等※1との協定締結有り |

| NO | 修正内容 | 修正前 190801版 | | 修正後 190901版 | |
|----|---------|----------------|--|----------------|--|
| | | 頁 | | 頁 | |
| 23 | 誤記修正 | 23 | (表中 チャレンジ型)企業の工事成績:評価項目 ・平成27～30年度に完成した当該工種の工事及び維持修繕工事が対象 | 23 | (表中 チャレンジ型)企業の工事成績:評価項目 ・平成27～30年度に完成した当該工種の工事または維持修繕工事が対象 |
| 24 | 誤記修正 | 23 | (表外) 維持修繕工事(一般土木工事、維持修繕工事が工事種別の場合)とは、工種種別が「維持修繕工事」で発注した河川、海岸、砂防、ダム及び道路の維持修繕工事とする。ただし、それ以外の工種の場合は、既設構造物及び施設等の補修及び改修工事を維持修繕工事とする。 | 23 | (表外) 維持修繕工事とは、工事種別が「維持修繕工事」で発注した河川、海岸、砂防、ダムまたは道路の維持修繕工事とする。 |
| 25 | 誤記修正 | 25 | (表外) 維持修繕工事(一般土木工事、維持修繕工事が工事種別の場合)とは、工種種別が「維持修繕工事」で発注した河川、海岸、砂防、ダム及び道路の維持修繕工事(経常維持工事も含む)とする。ただし、それ以外の工種の場合は、既設構造物及び施設等の補修及び改修工事を維持修繕工事とする。 | 25 | (表外) 【「一般土木工事」もしくは「維持修繕工事」の工事種別で発注される工事】の場合、維持修繕工事とは、工事種別が「維持修繕工事」で発注した河川、海岸、砂防、ダムまたは道路の維持修繕工事とする。 【「一般土木工事」もしくは「維持修繕工事」以外の工事種別で発注される工事】の場合、維持修繕工事とは、河川、海岸、砂防、ダムまたは道路の既設構造物、施設等の補修もしくは改修工事とする。 |
| 26 | 誤記修正 | 26 | (表中)災害協定締結の有無:評価項目 ・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の事務所」、又は「工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域において国の機関、政府関係機関、自治体等」が災害協定を締結しており災害応急活動等に従事する者である場合に評価 | 26 | (表中)災害協定締結の有無:評価項目 ・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の事務所」が災害協定を締結しており災害応急活動等に従事する者である場合に評価 |
| 27 | 注記の連番修正 | 27 | (表中) 技術者の能力 技術者の能力(13点) ※2 | 27 | (表中) 技術者の能力 技術者の能力(13点) ※1 |
| 28 | 注記の連番修正 | 27 | (表中) 技術者の能力 工事成績 工事成績 ※6 | 27 | (表中) 技術者の能力 工事成績 工事成績 |

| NO | 修正内容 | 修正前 190801版 | | 修正後 190901版 | |
|----|----------|----------------|---|----------------|--|
| | | 頁 | | 頁 | |
| 29 | 注記の連番修正 | 27 | (表中) 技術者の能力 工事成績 ・上記の配置予定技術者の同種工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」の内訳(項目別評定点)のうち「安全対策」の評定点で評価。※7 | 27 | (表中) 技術者の能力 工事成績 ・上記の配置予定技術者の同種工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」の内訳(項目別評定点)のうち「安全対策」の評定点で評価。※2 |
| 30 | 誤記修正 | 27 | (表中)新技術の活用実績 ・新技術活用実績は、申請する配置予定技術者の同種工事において「新技術情報提供システム(NETIS)」等の活用件数について評価。※7 | 27 | (表中)新技術の活用実績 ・新技術活用実績は、申請する配置予定技術者の同種工事において「新技術情報提供システム(NETIS)」の活用件数について評価。※2 |
| 31 | 評価対象の明確化 | 27 | (表中)高度なマネジメント(PPP等)の実施実績:評価項目 ・事業促進PPP、PM/CM、技術協力業務(ECI)の実績を評価 ・平成27～平成30年度に完成した <u>工事</u> が対象 ※7 | 27 | (表中)高度なマネジメント(PPP等)の実施実績:評価項目 ・事業促進PPP、PM/CM、技術協力業務(ECI)の実績を評価 ・中部地方整備局または政府調達機関等※6の発注で平成27～平成30年度に完成した <u>工事</u> もしくは <u>業務</u> が対象 |
| 32 | 注記の修正 | 27 | (表中) 企業の能力 同種性 同種性 ※1 | 27 | (表中) 企業の能力 同種性 同種性 |
| 33 | 注記の連番修正 | 27 | (表中) 企業の能力 工事成績 工事成績 ※6 | 27 | (表中) 企業の能力 工事成績 工事成績 |

| NO | 修正内容 | 修正前 190801版 | | 修正後 190901版 | |
|----|----------------------------|----------------|---|----------------|---|
| | | 頁 | | 頁 | |
| 34 | 「政府調達機関等」の定義を別項で記載したため記載変更 | 27 | (表中)週休2日取組企業:評価項目 ・中部地方整備局が発行した完全週休2日の履行実施取組証の所持者、もしくは完成した工事において4週6休以上を達成した実績※8がある場合に評価 ・なお、工事実績は、企業の同種工事の施工実績と同じである必要はない。※9 | 27 | (表中)週休2日取組企業:評価項目 ・中部地方整備局が発行した完全週休2日の履行実施取組証の所持者もしくは、中部地方整備局(完全週休2日の履行実施取組証発行の対象工事を除く)または政府調達機関等※6の週休2日取組対象工事において4週6休以上を達成した完成工事を評価。 なお、工事実績は、企業の同種工事の施工実績と同じである必要はない。 |
| 35 | 追記の修正 | 27 | (表中)国土技術開発賞の受賞企業:評価項目 ・平成29～令和元年度の受賞実績が対象 | 27 | (表中)国土技術開発賞の受賞企業:評価項目 ・平成29年～令和元年(第19回～21回)の受賞実績が対象 |
| 36 | 注記の連番修正 | 27 | (表中) WLB推進企業 WLB推進企業 ※10 | 27 | (表中) WLB推進企業 WLB推進企業 ※7 |
| 37 | 注記の修正 | 27 | ※1: 企業・技術者の同種工事実績により評価する。 | 27 | 削除 |
| 38 | 注記の修正及び追記 | 27 | ※2: 技術者の同種工事の実績は、1件で評価する。 ■上位5～10者程度を選定し、技術提案を求める。1次審査の評価点は2次審査の評価に加算しない。 ■外国籍企業が国外の施工実績で参加する場合は、学識者の意見聴取で審議し、施工実績が認められた場合は、5～10者程度に加え参加を認める。 | 27 | ※1: 技術者の同種工事の実績は、1件で評価する。 ■上位5～10者程度を選定し、技術提案を求める。1次審査の評価点は2次審査の評価に加算しない。10者を超える場合は、10者を超えた者のうち上位半数程度の者を加える。 ■外国籍企業が国外の施工実績で参加する場合は、学識者の意見聴取で審議し、施工実績が認められた場合は、上記に加え参加を認める。 |
| 39 | 注記の修正 | 27 | ※6: 国土交通省各地方整備局・ | 27 | 削除 |
| 40 | 注記の修正 | 27 | ※7: 国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する工事以外も対象 | 27 | ※2: 国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する工事以外も対象 |

| NO | 修正内容 | 修正前 190801版 | | 修正後 190901版 | |
|----|-----------------------|----------------|---------------------------------------|----------------|---|
| | | 頁 | | 頁 | |
| 41 | 注記の修正 | 27 | ※8: 中部地方整備局が発注の完全週休2日の履行実施取組の対象工事は除く。 | 27 | 削除 |
| 42 | 「政府調達機関等」の定義の明確化による修正 | 27 | ※9: 「政府調達に関する協定…」 | 27 | ※6: 中部地方整備局を除く地方整備局または北海道開発局、沖縄総合事務局(港湾空港関係を除く)、「政府調達に関する協定(平成29年12月15日外務省告示第411号)」附属書I付表1から3において特定された機関(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す特殊法人等に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団、文部科学省所管の大学共同利用機関法人、地方道路公社に基づき道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」、都道府県・政令指定都市における特別地方公共団体を含む)及びそれ以外の市町村 |
| 43 | 注記の修正 | 27 | ※10: WLB推進企業の認定 | 27 | ※7: WLB推進企業の認定 |

| NO | 修正内容 | 修正前 190801版 | | 修正後 190901版 | |
|----|----------|----------------|--|----------------|--|
| | | 頁 | | 頁 | |
| 44 | 発注機関の明確化 | 30 | <p>①「配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績」の留意事項 ○ 実績を求める発注機関は以下のとおり区分する。</p> <p>(表内)</p> <p>政府関係機関: 政府関係機関: ・政府調達に関する協定 附属書 I 付表3 都道府県・政令指定都市の関係機関 ・政府調達に関する協定 附属書 I 付表2の関係機関</p> | 30 | <p>①「配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績」の留意事項 ○ 実績を求める発注機関は以下のとおり区分する。</p> <p>(表内)</p> <p>政府関係機関: ・政府調達に関する協定 附属書 I 付表3 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す特殊法人等 ・国土交通省所管のその他の独立行政法人 ・地方共同法人日本下水道事業団 ・文部科学省所管の大学共同利用機関法人</p> <p>都道府県・政令指定都市の関係機関 ・地方道路公社法に基づく道路公社 ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」 ・地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」 ・都道府県・政令指定都市における特別地方公共団体</p> <p>(表外)</p> <p>政府調達に関する協定 附属書 I は外務省HP http://www.mofa.go.jp/mofai/gaiko/wto/chotatu.htmlに掲載のとおり。</p> |
| 45 | 追記の修正 | 33 | <p>④「新技術活用実績」及び「優良工事技術者表彰」の留意事項 新技術の活用実績及び優良工事技術者表彰は、当面の措置として入札説明書に示す「競争参加資格の審査及び評価の基準日」が令和2年7月31日までは、新技術の活用実績と優良工事技術者表彰を合計して評価する。 配点方法は、新技術の活用実績と優良工事技術者表彰の加算点の合計で最大3点を上限として評価する。</p> | 33 | <p>④「新技術活用実績」及び「優良工事技術者表彰」の留意事項 新技術の活用実績及び優良工事技術者表彰は、当面の措置として入札説明書に示す「競争参加資格の審査及び評価の基準日」が令和2年7月31日までは、新技術の活用実績と優良工事技術者表彰を合計して評価する。 配点方法は、新技術の活用実績と優良工事技術者表彰の加算点の合計で最大3点(「S型WTO以外」は、最大2点)を上限として評価する。(段階的選抜方式及びチャレンジ型は、新技術活用実績のみで評価。)</p> |

| NO | 修正内容 | 修正前 190801版 | | 修正後 190901版 | |
|----|-----------------------|----------------|---|----------------|---|
| | | 頁 | | 頁 | |
| 46 | 評価対象の修正及び追記 | 33 | <p>④ 「新技術活用実績」及び「優良工事技術者表彰」の留意事項</p> <p>○新技術の活用実績 ア)新技術の活用実績は、「配置予定技術者の同種・類似工事」において「新技術情報提供システム(NETIS)」に掲載された技術及び新技術導入促進(Ⅱ)型※1を実施した1工事あたりの活用件数について評価する。 ※1発注者が設定するテーマについて、実用段階に達していない技術又は研究開発段階による技術の検証に関する提案を求め、総合評価において提案技術の有用性、具体性等について評価するもの</p> | 33 | <p>④ 「新技術活用実績」及び「優良工事技術者表彰」の留意事項</p> <p>○新技術の活用実績 ア)新技術の活用実績は、「配置予定技術者の同種・類似工事」において「新技術情報提供システム(NETIS)」に掲載された技術を実施した1工事あたりの活用件数について評価する。また、国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する工事以外も対象とする。</p> |
| 47 | 「政府調達機関等」の定義の明確化による修正 | 33 | <p>⑤ 高度なマネジメント(PPP等)の実施実績</p> <p>○ 高度なマネジメント経験は、事業促進PPP、PM/CM、技術協力業務(ECI)の完了した<u>工事等</u>に従事した技術者の実績を評価する。 ○ 対象は、<u>国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する工事以外も対象とし</u>、「配置予定技術者の同種工事」及び「同種の施工実績」と同じである必要はない。 ○ 評価対象期間は、平成27年度～30年度の完成した<u>工事</u>を対象とする。 ○・・・</p> | 33 | <p>⑤ 高度なマネジメント(PPP等)の実施実績</p> <p>○ 高度なマネジメント経験は、事業促進PPP、PM/CM、技術協力業務(ECI)の完了した<u>工事もしくは業務</u>に従事した技術者の実績を評価する。 ○ 対象は、<u>中部地方整備局及び政府調達機関等※の発注した工事等</u>で、「配置予定技術者の同種工事」及び「同種の施工実績」と同じである必要はない。 ○ 評価対象期間は、平成27年度～30年度の完成した<u>工事等</u>を対象とする。 ○・・・</p> <p>※中部地方整備局を除く地方整備局または北海道開発局、沖縄総合事務局(港湾空港関係を除く)、「政府調達に関する協定(平成29年12月15日外務省告示第411号)」附属書I付表1から3において特定された機関(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す特殊法人等)に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団、文部科学省所管の大学共同利用機関法人、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」、都道府県・政令指定都市における特別地方公共団体を含む)及びそれ以外の市町村</p> |

| NO | 修正内容 | 修正前 190801版 | | 修正後 190901版 | |
|----|----------|----------------|--|----------------|--|
| | | 頁 | | 頁 | |
| 48 | 発注機関の明確化 | 34 | <p>①「企業の同種・類似工事の施工実績」の留意事項 ○ 実績を求める発注機関は以下のとおり区分する。</p> <p>(表内)</p> <p>・政府調達に関する協定 附属書 I 付表3 都道府県・政令指定都市の関係機関 ・政府調達に関する協定 附属書 I 付表2の関係機関</p> | 34 | <p>①「企業の同種・類似工事の施工実績」の留意事項 ○ 実績を求める発注機関は以下のとおり区分する。</p> <p>(表内)</p> <p>政府関係機関： ・政府調達に関する協定 附属書 I 付表3 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す特殊法人等 ・国土交通省所管のその他の独立行政法人 ・地方共同法人日本下水道事業団 ・文部科学省所管の大学共同利用機関法人</p> <p>都道府県・政令指定都市の関係機関 ・地方道路公社法に基づく道路公社 ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」 ・地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」 ・都道府県・政令指定都市における特別地方公共団体</p> |

| NO | 修正内容 | 修正前 190801版 | | 修正後 190901版 | |
|----|-----------------------|----------------|---|----------------|--|
| | | 頁 | | 頁 | |
| 49 | 「政府調達機関等」の定義の明確化による修正 | 35 | <p>②「維持修繕工事の施工実績」の留意事項</p> <p>○維持修繕工事の実績は、<u>地方整備局または北海道開発局、沖縄総合事務局発注(港湾空港関係を除く)及び都道府県・政令市発注における</u></p> | 35 | <p>②「維持修繕工事の施工実績」の留意事項</p> <p>○維持修繕工事の実績は、<u>中部地方整備局または政府調達機関等※(市町村を除く)発注工事</u>で平成27年度から平成30年度に完成した維持修繕工事の実績について評価する。</p> <p>※<u>中部地方整備局を除く地方整備局または北海道開発局、沖縄総合事務局(港湾空港関係を除く)、「政府調達に関する協定(平成29年12月15日外務省告示第411号)附属書I付表1から3において特定された機関(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す特殊法人等に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団、文部科学省所管の大学共同利用機関法人、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」、都道府県・政令指定都市における特別地方公共団体を含む)及びそれ以外の市町村</u></p> |
| 50 | 誤記修正 | 35 | <p>○発注される工事種別ごとの維持修繕工事の考え方は以下のとおりとする。</p> <p>ア)【一般土木工事もしくは維持修繕工事の<u>工種種別</u>で発注される場合】維持修繕工事とは、<u>工事種別が「維持修繕工事」</u>で発注した河川、海岸、砂防、ダム及び道路の維持修繕工事を対象とする。また、<u>経常維持工事とは、工種種別が「維持修繕工事」のうち、…</u></p> <p>イ)【一般土木工事もしくは維持修繕工事以外の工事種別で発注される場合】 維持修繕工事とは、<u>既設構造物及び施設等の補修及び改修工事を対象とする。</u></p> | 35 | <p>○発注される工事種別ごとの維持修繕工事の考え方は以下のとおりとする。</p> <p>ア)【一般土木工事もしくは維持修繕工事の<u>工事種別</u>で発注される場合】維持修繕工事とは、<u>工事種別が「維持修繕工事」</u>で発注した河川、海岸、砂防、ダムまたは道路の維持修繕工事を対象とする。また、<u>経常維持工事とは、工事種別が「維持修繕工事」のうち、…</u></p> <p>イ)【一般土木工事もしくは維持修繕工事以外の工事種別で発注される場合】 維持修繕工事とは、<u>河川、海岸、砂防、ダムまたは道路の既設構造物、施設等の補修もしくは改修工事を対象とする。</u></p> |

| NO | 修正内容 | 修正前 190801版 | | 修正後 190901版 | |
|----|----------------------------|----------------|---|----------------|--|
| | | 頁 | | 頁 | |
| 51 | 誤記修正 | 36 | ④「優良工事表彰等」の留意事項 ○ 優良工事表彰(対象は平成30年、令和元年度表彰) 工) 評価対象となる「優良工事表彰」の受賞後に「営業停止措置」又は「中部地方整備局発注 | 36 | ④「優良工事表彰等」の留意事項 工) 評価対象となる「優良工事表彰」の受賞後に「中部地方整備局発注 |
| 52 | 誤記修正 | 36 | ④「優良工事表彰等」の留意事項 ○ 工事成績優秀企業認定(対象は平成30年、令和元年度認定) 工) 評価対象となる「工事成績優秀企業」の認定後に「文書注意以上の措置」又は「中部地方整備局 | 36 | ④「優良工事表彰等」の留意事項 ○ 工事成績優秀企業認定(対象は平成30年、令和元年度認定) 工) 評価対象となる「工事成績優秀企業」の認定後に「中部地方整備局 |
| 53 | 誤記修正 | 36 | ⑤「安全工事表彰」の留意事項(対象は平成30年、令和元年度表彰) ○ 評価対象となる「安全工事表彰」の受賞後に、文書注意以上の措置を受けた企業の措置以前に受賞した安全工事表彰は評価対象としない。 | 36 | 左記下線部削除 |
| 54 | 「政府調達機関等」の定義を別項で記載したため記載変更 | 36 | ⑦「週休2日取組企業」の留意事項 ○ 週休2日の取組は、企業が元請として、中部地方整備局が発行した完全週休2日の履行実施取組証の所持者もしくは、中部地方整備局(完全週休2日の履行実施取組の対象工事を除く)または政府調達機関等※1において、4週6休以上を達成した完成工事を評価する。 ※1「政府調達に関する協定(平成29年12月15日外務省告示第411号)」附属書I付表1から3において特定された機関及びそれ以外の市町村 | 36 | ⑦「週休2日取組企業」の留意事項 ○ 週休2日の取組は、企業が元請として、中部地方整備局が発行した完全週休2日の履行実施取組証の所持者もしくは、中部地方整備局(完全週休2日の履行実施取組証発行の対象工事を除く)または政府調達機関等の週休2日取組対象工事において4週6休以上を達成した完成工事を評価する。 |

| NO | 修正内容 | 修正前 190801版 | | 修正後 190901版 | |
|----|----------------------------|----------------|---|----------------|--|
| | | 頁 | | 頁 | |
| 55 | 誤記修正 | 38 | ⑩「BIM/CIM活用工事の実績」の留意事項 ○ BIM/CIM活用工事は、…… ○ BIM/CIM活用の実績は、実績が証明できる書類の写し（BIM/CIM実施報告書等で工事名・工期・会社名・BIM/CIM活用実績が <u>わるもの</u> ）を添付すること。 | 38 | ⑩「BIM/CIM活用工事の実績」の留意事項 ○ BIM/CIM活用工事は、…… ○ BIM/CIM活用の実績は、実績が証明できる書類の写し（BIM/CIM実施報告書等で工事名・工期・会社名・BIM/CIM活用実績が <u>わかるもの</u> ）を添付すること。 |
| 56 | 追記の修正 | 39 | ⑬「国土技術開発賞」の留意事項 ○ …… ○ 評価対象期間は、 <u>平成29年度～令和元年度</u> の受賞を対象とする。 ○ …… | 40 | ⑬「国土技術開発賞」の留意事項 ○ …… ○ 評価対象期間は、 <u>平成29年～令和元年（第19回～21回）</u> の受賞を対象とする。 ○ …… |
| 57 | 「政府調達機関等」の定義を別項で記載したため記載変更 | 40 | ③「災害活動実績」の留意事項 ○ 平成26年4月1日以降に、「中部地方整備局管内において、 <u>国の機関、政府関係機関、自治体等</u> の要請を受けて | 41 | ③「災害活動実績」の留意事項 ○ 平成26年4月1日以降に、「中部地方整備局管内において、 <u>中部地方整備局または政府調達機関等</u> の要請を受けて |
| 58 | 「政府調達機関等」の定義を別項で記載したため記載変更 | 41 | ④「災害協定締結の有無」の留意事項 ○ 「入札参加者が…… ○ 当該工事を発注した…… ○ 「入札参加者が会員等となっている団体」と工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域において「 <u>国の機関、政府関係機関、自治体等</u> 」が災害協定を締結している場合に評価（地域要件が中部地整管内の場合は評価しない） | 42 | ④「災害協定締結の有無」の留意事項 ○ 「入札参加者が…… ○ 当該工事を発注した…… ○ 「入札参加者が会員等となっている団体」と工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域において <u>政府関係機関等</u> が災害協定を締結している場合に評価（地域要件が中部地整管内の場合は評価しない） |

| NO | 修正内容 | 修正前 190801版 | | 修正後 190901版 | |
|----|-----------|----------------|---|----------------|---|
| | | 頁 | | 頁 | |
| 59 | 政府機関関連を追記 | 42 | — | 44 | <p><参考>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す特殊法人等（平成29年4月1日施行） <u>首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園及び日本中央競馬会</u> <u>国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構</u></p> |